

農業農振部公共事業等評価シート

NO	利岡 - 1
----	--------

事業名	農地整備事業(経営体育成型)	地区名	利岡	市町村名	四万十市
事業期間	平成28年度～32年度	事業主体	高知県		
総事業費	490,000千円	負担割合	(国)55% (県)30% (市)10% (地元)5%		

◇ 事業概要

①対象者(受益者)

面積 (ha)				受益者(戸)
田	畑	その他	計	
24.5	0.6	-	25.1	63

②目的

本地区の営農は、水稲主体の経営であるが、経営規模は小さく、生産基盤が未整備であるため規模拡大も困難な状況にある。また、地域の農業者の高齢化が進んでおり、後継者も不足している状況で、地域内では遊休農地が増加傾向にある。

そのため、本事業を導入し生産基盤を整備することにより、農地の高度利用化を図る。併せて、農業生産法人の設立を行い農地の利用集積を促進し営農規模の拡大を図り、地域農業経営の安定及び継続的な営農を維持・発展させる。

③整備手法(事業内容)

事業内容

工種区分		工事内容	工事費(百万)
生産基盤整備	区画整理	整地工	A=25.1ha 耕区40×75m 83
		道路工	L= 3.6km W=4.0m (内舗装1.3km) 42
		用水路工	L= 5.1km ベンチリウム 250～450 大型リウム 500～700 91
		排水路工	L= 5.5km 大型リウム 300×300～ 600×600 柵渠1000×600～2000×600 193
		計	409
	測量試験費他	実施設計、換地、移転補償 81	
計		490	

担い手育成対策

現況	目標 (H35年度)
農業生産法人 なし	→ 農業生産法人 20.6ha 1組織

1 対象者とそのニーズ

①現状と課題

○現状

本地区は一級河川後川水系2支岩田川と3支瀬々川沿いに展開する農地で、基盤整備がされていないため経営規模は小さく、また、農業就労者の高齢化が進んでいる地区である。地区の地形勾配は約1/310と緩やかであるが湿地が多い。ほ場へ道路・水路が隣接していない等、悪条件の農地は遊休農地となっている。

○課題

1. 道路や水路に隣接していない農地が多い。
2. 排水不良等の悪条件の農地は、遊休農地となっている。
3. 機械の共同化が進まず、農業機械の個人所有を余儀なくされコスト高の経営になっている。
4. 農業就労者の高齢化が進んでおり、担い手が育成されていない。

②解決方法

○解決手法

1. 農業生産法人を設立し、農地利用集積（利用権設定及び農作業委託）を図り、遊休農地を解消するとともに、地域営農の安定と発展を図る。
2. ほ場整備を実施し、条件の悪い農地を優良農地とする。

③未対策の場合の影響

・農業就労者の高齢化の進行と共に、遊休農地が拡大し、地域農業が衰退・破綻する恐れがある。

2 整備手法の選択理由

①これまでの営農方法

1. 田越し耕作、田移しによる灌水等隣接地権者間で調整しながら営農をしている。
2. 条件の悪い農地は、遊休農地となっている。

②ニーズへの適合性

1. ほ場整備を行うことで、優良農地となり農地利用集積が行える。また、用水路等の維持管理労力の軽減が図られる。
2. 農業生産法人を設立し、地域の担い手として農地利用集積を行うことで、遊休農地が解消され、地域営農の安定と発展が図られる。

③他に考えられる整備手法より、この手法が優れていると考えている理由

・本地区の生産基盤は、道路や水路が未整備であること、また水はけが悪い等条件の悪い農地があるなど、複合的な課題を有しているため、水路、道路、ほ場の整備を総合的に行える、ほ場整備の実施が最も有効である。

3 事業の全体コストの把握

①総投資額（ランニングコストを含む）に対する費用対効果

総便益 (B)	総費用 (C)	投資効率 (B/C)	
742,797千円	÷ 517,211千円	= 1.43	≥ 1.00

②事業主体の負担額及び対象者（受益者）の負担額の妥当性

	負担率	負担金額（千円）	
国	55	269,500	
県	30	147,000	
市	10	49,000	
地元	5	24,500	(農家負担額 98千円/10a)
合計	100	490,000	

○四万十市の負担について
市の負担金については、必要な投資として了解を得ている。

○受益者負担について
農家負担額については、了解を得ている。
農家負担を判定する所得償還率は4.4%で、目安となる40%を下回っている。

4 目標水準

目 標	基盤整備を実施し、農用地利用集積促進計画等に基づき農業生産法人（担い手）に農地利用集積することにより、遊休農地の解消及び防止を図り、地域営農の継続的發展を図る。
-----	--

(1)担い手の育成

- ・ 地域農業の担い手として、農業生産法人を設立する。
 - ① 目的
 - ・ 農地を預かることで、将来も安定的に農地の維持管理が出来る。
 - ・ 地域の就労の場として位置付け。
 - 利用可能な国や県の施策を有効に活用し、経営の発展と安定を目指す。
 - ② 組織の構成
 - ・ 受益者より出資者（組合員）を募り農事組合法人を設立する。
 - ・ 農事組合法人は理事等（組合長、副組合長、監事、総務部、生産部、機械部）で運営する。
 - ③ 事業内容
 - 水稻栽培： 18.2ha（内飼料稲9.5ha）
 - 園芸栽培： ブロccoli（裏） 5.7ha、ショウガ0.6ha、ニラ0.8ha
 - 作業受託： 基幹3作業＋乾燥調整
 - 販売事業： 米や野菜等の直販活動
- ※数値は作付面積で表示

④ 経営形態移行の計画

現況		目標 (H33年度)	
販売農家	(21.6ha 14戸)	農業生産法人	(20.6ha 1組織)
自家消費農家	(1.8ha 5戸)	個別経営農家	(4.6ha 5戸)
土地持ち非農家	(3.4ha 44戸)	土地持ち非農家	(49戸)
計	(26.8ha 63戸)	計	(25.1ha 1組織, 54戸)

(2) 作付け計画

(作付面積 単位: ha)

	水稻	調整農地	飼料稲	ショウガ	ニラ	ブロッコリー (裏)			計	備考
現況	21.8	3.2	0.0	0.2					25.2	本地率 田95.05% 畑92.35%
計画	13.0	0.0	9.5	0.6	0.8	(5.7)			23.9	
作付け増減	△ 8.8	△ 3.2	9.5	0.4	0.8	(5.7)			△ 1.3	

※作付面積は、整地面積に本地率を掛けたもの

なお、水田裏作のブロッコリー5.7haは面積に反映していない。

現 状

水稻、施設・露地園芸の経営が行われているが、生産基盤が未整備なため、露地園芸の規模拡大要望に対応できていない。また、遊休農地が増加している。

5 その他（事業を推進するために必要な法令上の許認可手続き（地元の同意状況を含む）や課題等）

- ・ 土地改良法に基づく法手続、土地改良区の設立は平成27年度中に行うが、いずれも仮同意は得られており、地元同意は十分にとれる見込みである。
- ・ 河川協議における協議事項については、関係機関と調整済み。
- ・ 埋蔵文化財については、関係機関と調整済み。